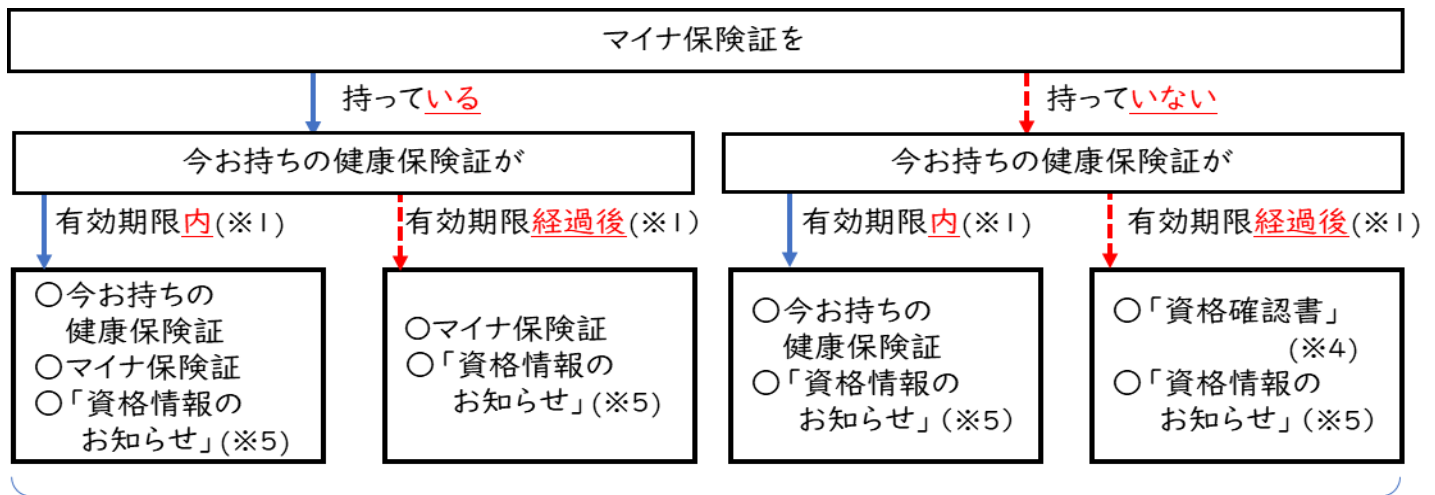


健康保険証の発行終了に伴う 自立支援医療に係る確認書類の変更について

- 現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降、新たに発行されなくなります。(※1)
- その後は、「マイナ保険証」(本人がマイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録(※2)を行ったもの)に移行します。
- このため、自立支援医療(精神通院・更生・育成)の手続における健康保険証の資格情報の確認については、以下の確認書類で行います。

【障害福祉課窓口(※3)における確認書類】



※確認書類はいずれか一つをご用意ください。

- (※1) 今お持ちの健康保険証は、有効期限までの間、最長1年間使用できます(なお、国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者の方の多くは、有効期限が令和7年7月又は8月)。有効期限が記載されていない場合は、保険者にお問い合わせください。
- (※2) 登録は、①医療機関・薬局、②マイナポータル又は③セブン銀行ATMで行うことができます。
- (※3) 郵送の場合、確認書類としてマイナ保険証はマイナポータルの画面を印刷したものを、その他は原本の写しをお送りください。
- (※4) マイナ保険証を持っていない方に、12/2以降、保険者から交付される書類です(申請不要、無償)。紛失した場合は、再発行の申請が必要です。
- (※5) マイナ保険証の有無にかかわらず、保険者から交付される書類です(申請不要、無償)。紛失した場合は、再発行の申請が必要です。
- (注) 保険者により、運用が異なる場合がありますので、詳細は保険者にお問い合わせください。

<お問い合わせ先> 〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地

佐倉市 福祉部 障害福祉課 電話:043-484-4153